

内閣官房からの第1次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
390	社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1にマイナンバーを活用できる事務が掲げられているが、その別表に記載されていない法律の中にも、番号法別表第一に記載されている法律と同様の手続となるものがあることから、それらの事務も対象とするよう、別表への掲載を求める。 (参考) 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務等	【改正の必要性】個人番号は、将来的には幅広い行政分野で活用することも念頭に置きつつ、まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされており、番号法第9条第1項別表第一で個人番号を利用できる事務が列挙されている。これらの列挙された事務では、例えば、住民票や所得証明など添付書類が提出不要となるが、現状では、別表第一に挙げられていない社会保障等に関する法律で行われている事務で、同様に住民票や所得証明など添付書類を求めている事務がある。例えば、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務については、番号法別表第一項第19「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」と同様の添付書類を申請者に求めることになっている。申請の根拠法の違いから添付書類の要・不要が混じることは住民の混乱を招くため、このような事務について番号制度の対象事務とすることを求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第7項	内閣官房	九州地方知事会	E 提案の実現に向けて対応を検討	番号法では、個人番号の利用範囲について、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野で利用することが規定されており、具体的には、番号法の別表第一において掲げられている事務等において個人番号を利用することができることとされています(第9条)。また、特定個人情報の提供を原則禁止とし、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用している提供など、番号法に規定するものに限り情報提供を可能としています(第19条)。 例示いただきました「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するためのものであることから、当該法律に基づく事務が、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野に該当するか必ずしも明確ではありませんが、個人番号の利用範囲の拡大については、番号法附則第6条第1項において、番号法の施行後3年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講じ、とされており、適切に対応してまいります。
569	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録事業者の登録事務の役割明確化	特定接種の登録事務について県や市町村に必要な協力を求めることができるという規定を使い、登録事業者との調整をすべて県及び保健所設置市に任せられているので、協力の範囲を明確化し、適切な運用とする。	県や市町村に協力を求めることができるという規定を利用し、特定接種にかかる登録事務について登録事業者との調整を全て県や保健所設置市に任せられているため、役割の明確化を図る必要がある。 例えば、特定接種の疑義照会は、約3,700事業所のうち、440件で、県・保健所設置市が照会する中で、事業所から制度に対する意見、要望等があり調整が発生し業務が増えている。特定接種の登録の可否といった質問が多いので、今後の登録者の調整は、国において行っていただきたい。	新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第4項	内閣官房、厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案は、現在、地方公共団体が行っている事務を国において行うよう求めるものであり、対応することはできない。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
296	国際戦略総合特区にかかる区域指定方法の運用見直し	国際戦略総合特区の区域指定は、地番に基づいて行われているので、市町の区域に基づく指定となるよう運用を見直す。	<p>【支障事例等】</p> <p>国際戦略総合特区において、区域拡大申請を行った後に、既指定区域の法人から、既指定区域の隣地へ建物を拡張(増設)する計画の申し出があったが、隣地を追加申請するタイミングに間に合わず、結果として、この法人が投資促進税制を活用することができない事例があった。国際戦略総合特区の区域指定は既存事業者の工場敷地を地番指定しているため、工場を指定地番以外へ拡大する場合や、新たに同事業を手掛ける事業者が現れた場合は、円滑に特区制度を活用することができない。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>このため、区域指定の段階では市町区域の指定とするよう運用を見直し、事業計画認定申請の段階において区域を限定するなど柔軟に対応できるようにすれば、産業クラスターの形成につながる。</p>	総合特別区域法第8条第2項 総合特別区域法施行規則第8条第1項	内閣官房、内閣府	三重県	E 提案の実現に向けて対応を検討	総合特別区域基本方針(平成23年8月閣議決定)において、国際戦略総合特区については、成長分野を中心に、我が国経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる地域を厳選し、規制の特例措置等の施策を集中的に推進し、支援を行う必要があることから、産業の国際競争力強化の拠点整備が行われる区域に限定することを基本としている。 したがって、市町区域での指定について相談があった際には、区域設定の根拠となる上記の考え方を踏まえ検討する。
350	総合特区推進調整費の用途等に関する基準の要件緩和	総合特区推進調整費の用途について縛りを外し、地域の判断で自由に活用できるものとする。 ※事業予算の補完的な役割としてではなく、各総合特区に枠配分していただき、その中で特区目標実現のための事業に、弾力的に活用できることとしていただきたい。	<p>【支障事例】</p> <p>当該調整費の用途については、現行制度では、各省の既存の予算制度を活用した上でなお不足する場合に補完するものとなっているため、既存の予算制度に基づかない新規の取組に対応できない関係府省による予算措置の対応方針の検討を待つこととなり、迅速な事業執行ができない 補助用件が既存の補助制度と同様となり、重点化を図るなど独自の財政支援ができない(既存の補助制度にとらわれない弾力的な財政支援を図ることしたい趣旨) 複数年の継続的な取組が必要な事業に対応できないなどの隘路が生じている。</p> <p>【対応策】</p> <p>総合特区のポイントは、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで財政支援も含め、総合的に支援するという点にあるにもかかわらず、現状ではせっかく総合特区として区域指定を受けていても、財政的な支援措置については、まず既存の各省の予算制度の活用により対応をすることがあり、当該制度の縛りの中で、動いていかなければならない(補助事業であれば、年度毎に交付申請→交付決定→事業執行→事業報告といった手順を踏む必要がある)し、また各予算制度を継ぎ合わせたパッチワーク的な対応となっている。 総合特区の事業は1年のみで完結する事業ではないため、総合特区の目標実現に向けて、調整費を複数年に渡って使えるよう規制緩和することで、地方の実情に応じた柔軟かつ継続性をもった財政支援が行えることとなる。</p>	総合特別区域基本方針 総合特区推進調整費の用途等に関する基準について	内閣官房、内閣府	徳島県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県	C 対応不可	総合特別区域基本方針(平成23年8月閣議決定)において、総合特区における財政上の支援措置は、関係府省が所管する予算制度を活用して重点的に財政支援を行うものとされており、これによってもなお支援が足りない場合に、総合特区推進調整費によって機動的に補完するものとされている。 また、既存の予算制度では財政支援を受けることが難しい場合、総合特区の地方公共団体は、新たな財政上の支援措置の提案を行い、国と地方の協議会において、提案の実現に向けて関係府省等と協議することができる。 このように総合特区への財政支援は、関係府省の予算制度の重点的な活用を基本として制度が構築されているため、ご提案のような総合特区推進調整費の用途基準の緩和は困難である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求められる措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		
							区分	回答	
392	総合特区推進調整費の申請手続きの簡素化	課題解決型医療機器等開発事業などに総合特区推進調整費を活用した場合にも、課題解決型医療機器等開発事業などと同様に、切れ目無く計画に必要な範囲の調整費の交付を求めもの	【改正の必要性】現在、大分県では産学官で連携しながら、特区推進調整費を活用し、在宅用人工呼吸器の開発に取り組んでおり、当該開発プロジェクトは平成25年度からスタート(国の24年度補正予算「課題解決型医療機器等開発事業」を本体事業として活用)し、3カ年分の開発計画について了承を受けている。しかしながら、初年度の事業終了に伴い、新年度の活用要望を提出したが、国の了承が得られず、空白期間が生じているため、人件費の負担等事業者の負担が増大しているほか、試作に必要な材料の購入ができず、試作機の製作ができないなど、開発計画の遂行に支障がでており、このままでは当初計画の変更を余儀なくされる恐れがある。よって、本体事業の予算制度と同様に、開発計画の承認をもって計画期間中の予算を担保し、開発の空白期間を無くし、開発計画の円滑な遂行を可能にするよう要望する。なお、現行制度においても毎年度の評価と実地調査は実施されるため、必要に応じた計画の変更・是正は可能であると思われる。	総合特別区域基本方針 総合特区推進調整費の使途等に関する基準について(平成23年8月23日付府地活第126号)	内閣官房、内閣府	九州地方知事会	C	対応不可	総合特別区域基本方針(平成23年8月閣議決定)において、総合特区における財政上の支援措置は、関係府省が所管する予算制度を活用して重点的に財政支援を行うものとされている。 このため、複数年計画の事業について、総合特区推進調整費を活用した年度の次年度の事業支援に必要な予算は、原則として関係府省が次年度の当初予算で確保する必要がある。 なお、総合特区推進調整費を活用した年度の次年度であっても、事業計画では想定されていなかった規制・制度改革等が実現したこと等により当該年度に行う必要が生じた追加的な事業については、関係府省の予算制度による支援では足りない場合、総合特区推進調整費を活用した支援の対象となり得る。
812-1	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1)総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2)規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3)現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1)地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2)上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3)融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なもの、「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」が済み、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に国と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る実益はなく事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】国と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数が限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	総合特別区域法第35条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等	内閣官房、内閣府	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取県、徳島県	D	現行規定により対応可能	(1)内閣総理大臣認定事項は既に限定的に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能としている。 なお、ご指摘の指定金融機関については、内閣総理大臣認定事項である実施主体に該当し、総合特区利子補給金の支給予定先を明らかにする必要があるので、金融機関の追加について届出で対応することは困難である。 (2)国と地方の協議会の開催回数については、多岐にわたる提案に対して効率的に事務を行うため回数を区切っているが、規制の特例措置に関する提案については通年で受け付けているところであり、開催回数の増については提案数及び各特区からの要望を踏まえて検討することとした。 金融支援については、過去事業者推薦について随時受付を行っていたが、応募が多く、年度途中で予算枠に達してしまうことがあり、融資時期や応募時期が年度後半になる案件については利子補給を利用できない等の不公平が生じたため、現行においては定期的な集中受付期間を設ける方式としている。 (3)利子補給契約は、事業者推薦通知後の融資契約が対象となるものであり、また予算執行管理上、当該年度の予算で当該年度の融資契約を対象として利子補給契約を行うこととしているため、3～5月の融資実行分を対象とすることは困難である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		
							区分	回答	
812-2	<p>国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について</p> <p>(1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化</p> <p>(2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増</p> <p>(3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること</p> <p>※以下の地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。</p>	<p>(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。</p> <p>(2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増を増やすこと。</p> <p>(3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。</p>	<p>【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なもの、「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」ですみ、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に国と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る実益はなく事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。</p> <p>【(2)について】国と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数が限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。</p> <p>【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。</p>	<p>総合特別区域法第35条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等</p>	<p>内閣官房、内閣府</p>	<p>兵庫県</p>	<p>【共同提案】 京都府、鳥取県、徳島県</p>	<p>D 現行規定により対応可能</p>	<p>(1) 内閣総理大臣認定事項は既に限定的に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能としている。</p> <p>なお、ご指摘の指定金融機関については、内閣総理大臣認定事項である実施主体に該当し、総合特区利子補給金の支給予定先を明らかにする必要があることから、金融機関の追加について届出で対応することは困難である。</p> <p><u>(2) 国と地方の協議会の開催回数については、多岐にわたる提案に対して効率的に事務を行うため回数を区切っているが、規制の特例措置に関する提案については通年で受け付けているところであり、開催回数の増については提案数及び各特区からの要望を踏まえて検討することとしたい。</u></p> <p>金融支援については、過去事業者推薦について随時受付を行っていたが、応募が多く、年度途中で予算枠に達してしまうことがあり、融資時期や応募時期が年度後半になる案件については利子補給金を利用できない等の不公平が生じたため、現行においては定期的な集中受付期間を設ける方式としている。</p> <p>(3) 利子補給契約は、事業者推薦通知後の融資契約が対象となるものであり、また予算執行管理上、当該年度の予算で当該年度の融資契約を対象として利子補給契約を行うこととしているため、3～5月の融資実行分を対象とすることは困難である。</p>
812-3	<p>国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について</p> <p>(1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化</p> <p>(2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増</p> <p>(3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること</p> <p>※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。</p>	<p>(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。</p> <p>(2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増を増やすこと。</p> <p>(3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。</p>	<p>【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なもの、「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」ですみ、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に国と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る実益はなく事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。</p> <p>【(2)について】国と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数が限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。</p> <p>【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。</p>	<p>総合特別区域法第35条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等</p>	<p>内閣官房、内閣府</p>	<p>兵庫県</p>	<p>【共同提案】 京都府、鳥取県、徳島県</p>	<p>C 対応不可</p>	<p>(1) 内閣総理大臣認定事項は既に限定的に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能としている。</p> <p>なお、ご指摘の指定金融機関については、内閣総理大臣認定事項である実施主体に該当し、総合特区利子補給金の支給予定先を明らかにする必要があることから、金融機関の追加について届出で対応することは困難である。</p> <p><u>(2) 国と地方の協議会の開催回数については、多岐にわたる提案に対して効率的に事務を行うため回数を区切っているが、規制の特例措置に関する提案については通年で受け付けているところであり、開催回数の増については提案数及び各特区からの要望を踏まえて検討することとしたい。</u></p> <p>金融支援については、過去事業者推薦について随時受付を行っていたが、応募が多く、年度途中で予算枠に達してしまうことがあり、融資時期や応募時期が年度後半になる案件については利子補給金を利用できない等の不公平が生じたため、現行においては定期的な集中受付期間を設ける方式としている。</p> <p>(3) 利子補給契約は、事業者推薦通知後の融資契約が対象となるものであり、また予算執行管理上、当該年度の予算で当該年度の融資契約を対象として利子補給契約を行うこととしているため、3～5月の融資実行分を対象とすることは困難である。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
812-4	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なもの、「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」ですみ、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に国と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る実益はなく事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】国と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数が限られていれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	総合特別区域法第35条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等	内閣官房、内閣府	兵庫県 京都府、鳥取県、徳島県	C 対応不可	(1)内閣総理大臣認定事項は既に限定的に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能としている。 なお、ご指摘の指定金融機関については、内閣総理大臣認定事項である実施主体に該当し、総合特区利子補給金の支給予定先を明らかにする必要があることから、金融機関の追加について届出で対応することは困難である。 (2)国と地方の協議会の開催回数については、多岐にわたる提案に対して効率的に事務を行うため回数を区切っているが、規制の特例措置に関する提案については通年で受け付けているところであり、開催回数の増については提案数及び各特区からの要望を踏まえて検討することとしたい。 金融支援については、過去事業者推薦について随時受付を行っていたが、応募が多く、年度途中で予算枠に達してしまうことがあり、融資時期や応募時期が年度後半になる案件については利子補給を利用できない等の不公平が生じたため、現行においては定期的な集中受付期間を設ける方式としている。 (3)利子補給契約は、事業者推薦通知後の融資契約が対象となるものであり、また予算執行管理上、当該年度の予算で当該年度の融資契約を対象として利子補給契約を行うこととしているため、3～5月の融資実行分を対象とすることは困難である。
298	国民保護計画の変更に係る内閣総理大臣への協議の廃止	都道府県が国民保護計画を作成、変更する際は、あらかじめ総務大臣を経由して内閣総理大臣への協議が義務付けられているが、この協議を廃止する。	【根拠条文】 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第5項 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならない。 【提案事項・支障事例】 各都道府県の国民保護計画を変更する際、現状では、総務大臣・内閣総理大臣への協議(年に1度の閣議決定)を経ることとされており、その変更作業は内閣府から示されるスケジュールに沿って進めることとなっている。年に一度の閣議決定に間に合わない変更内容は、計画に具備することができず、次の閣議決定まで変更することができないため、適宜時期を捉えた変更が困難な場合がある。 このことから、県民の生命、身体及び財産を保護するための計画の変更を迅速に決定できるよう、協議を不要とさせていただきたい。 なお、同じく県民の生命、身体及び財産を保護する目的で策定している地域防災計画は、平成23年度に第1次一括法により内閣府総理大臣への協議が不要とされたことから、都道府県の国民保護計画も内閣府総理大臣等への協議を不要とし、速やかな策定・変更を行うことができるようにしていただきたい。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第5項及び第8項	内閣官房、総務省(消防庁)	福島県	C 対応不可	国民保護法は、我が国の平和と独立を脅かす着上陸侵襲、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空機による攻撃といった武力攻撃事態等という最も重大な国家の緊急事態において、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、必要な措置について定めることにより、国全体として万全の体制を整備することを目的としている。 都道府県の国民保護計画は、この武力攻撃事態等において、都道府県が、法定受託事務である国民の保護のための措置を、的確かつ迅速に実施するための行動計画となるもの。 この計画の作成、変更に際しての内閣総理大臣への協議は、例えば、都道府県と防衛省・自衛隊との情報連絡体制の構築に関する事項等の、国の定める基本指針や指定行政機関の計画の内容と都道府県の計画の内容との整合性が特に確保されていないければ、国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるような事項等について、所要の調整を行うものである。 また、都道府県の区域を越える他の地方公共団体等との広域的な連携に関する事項等は、国の基本指針や指定行政機関の国民保護計画のほか、他の都道府県の国民保護計画との整合性等について調整が必要であること等に鑑みれば、都道府県の国民保護計画の作成、変更に係る内閣総理大臣との協議については、存置が必要。 なお、内閣総理大臣への協議については、今後都道府県から要請があれば、関係機関とも協議しながら、適時、協議が行えるよう検討してまいりたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
							区分	回答
74	中心市街地活性化基本計画の認定権限の都道府県への移譲	中心市街地活性化基本計画の認定の権限を内閣府から都道府県へ移譲する。	<p>【現行制度の課題】 中心市街地活性化基本計画については、市町村が作成し、内閣総理大臣が認定しており、法律上の都道府県の位置付けは、基本計画策定後における支援のみである。 しかし、中心市街地は、当該市町村の中心であるばかりでなく、周辺市町村も含む広域圏の中心であることから、その活性化は広域的な視点からとらえるべき課題である。</p> <p>【制度改正の必要性】 基本計画は、当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものでなければならず、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい、魅力ある中心市街地の形成が図られるためには、地域の実情に応じた取り組みが不可欠であり、そのための基本計画の認定は、地域の特性、実情を熟知し、今後の課題を十分に把握した都道府県が認定すべきと考える。 さらに、基本計画の認定が移譲されることにより、計画の策定、変更への対応も迅速になり、刻々と変化する地域の状況を反映した、より効果的な計画の実施が可能となるものである。</p> <p>【懸念の解消策】 認定においては、国の基本方針を踏まえて行い、国へは当該計画を報告することにより、移譲が可能と考える。</p>	中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項	内閣官房、内閣府	山梨県	C 対応不可	<p>中心市街地活性化法の目的は、省庁の縦割りを超えて、中心市街地活性化に係る各般の施策の連携を図り、「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進」することである。 かかる観点から、中心市街地活性化に関連する多様な事業をワンパッケージで総合的かつ一体的に推進していくことが重要である。 内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得て、中心市街地活性化法第9条第10項に基づき、中心市街地活性化基本計画の認定を行うことになっている。 国は、認定基本計画に基づく市町村等の主体的な取り組みを集中的かつ効果的に支援することとしているが、支援するに当たっては、市町村が作成した基本計画の内容が認定基準に適合する場合に国が認定することが必要である。</p>
248	市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定の廃止	中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定を廃止する。	<p>【制度改正の必要性】 中心市街地の活性化に関する法律は、地域のまちづくりに密接に関連するものであり、市町村で完結できるようにすることで、市町村の自主性・自立性の確保、計画実行までの効率化に繋がる。 第1次一括法による見直しは、同法第9条第2項の一部のみを廃止するもので、市町村の計画を国が認定するという体系は変わっていない。本県内で基本計画の認定を受けた1市においては具体的な問題は生じていないが、現行の制度体系では、今後の基本計画策定において、市町村の自主性・自立性が確保されず、まちづくりに対する創意工夫等が活かされない等の支障事例が生ずることが懸念される。 本県内で認定を受けた1市では、事前調整を経た上で認定申請を行った後に認定までに1か月余りを要しており、認定の廃止により当該期間の短縮効果も見込まれる。 【懸念の解消】 基本計画策定後の支援措置等に係る関係府省との調整は引き続き必要と考えるが、現在も実施している事前協議等により担保されると考える。</p>	中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項	内閣官房、内閣府	広島県	C 対応不可	<p>中心市街地活性化法の目的は、省庁の縦割りを超えて、中心市街地活性化に係る各般の施策の連携を図り、「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進」することである。 かかる観点から、中心市街地活性化に関連する多様な事業をワンパッケージで総合的かつ一体的に推進していくことが重要である。 内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得て、中心市街地活性化法第9条第10項に基づき、中心市街地活性化基本計画の認定を行うことになっている。 国は、認定基本計画に基づく市町村等の主体的な取り組みを集中的かつ効果的に支援することとしているが、支援するに当たっては、市町村が作成した基本計画の内容が認定基準に適合する場合に国が認定することが必要である。 また、関係府庁との協議は基本計画の一部の事業について個別に協議しているものであり、基本計画が全体として中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものとなっているかどうか等については総理大臣認定が必要である。</p>